

地場産品基準（総務省通知より）

- ①洞爺湖町内で生産されたもの
- ②原材料の主要な部分が洞爺湖町で生産されたものであること
- ③洞爺湖町内において、返礼品の製造、加工その他の行程のうち主要な部分を行うことにより、相応の付加価値が生じているもの
- ④洞爺湖町で生産されたものであって、近隣の他の市町村の区域内において生産されたものと混在したもの
- ⑤洞爺湖町の広報を目的として生産された洞爺湖町のキャラクターグッズやオリジナルグッズ、その他これらに類するものであり、名称や形状から洞爺湖町の独自の返礼品であると明白なもの
- ⑥上記返礼品と関連性のあるものと組み合わせて提供するものであって、主要な部分を占めている商品
- ⑦洞爺湖町内で生産された物品又は提供される役務

上記だけでは判断が難しい商品がある場合、総務省へ寄せられたQ & Aを参考に返礼品を選定しています。

総務省へ寄せられたQ&A

Q. 物品又は役務と交換させるために提供するものとはどのようなものを指すのか。（基準⑦について）

A. 寄附したタイミングよりも一定期間後において返礼品等と交換することのできるポイントや施設利用引換券の類いのものを指す。証票に記載されているもののみならず、電子機器その他のものに電磁的方法により入力されたものを含む。

Q. 「当該地方団体の区域内において返礼品等の原材料の主要な部分が生産されたもの」（告示第5条第2号）とは、どのようなものを指すのか。（基準②について）

A. 当該原材料が「主要な部分」と言えるかどうかについては、当該原材料を用いて作られる加工品等の重量や付加価値のうち半分を一定程度以上上回る割合が当該原材料によるものであること等により判断し、ふるさと納税の募集に際し、その旨をポータルサイト上等に明記すること。
具体的な例として考えられるものは、以下のとおり。

（認められると考えられる例）

- ・ 区域内で生産された牛乳や果物を100%使用して、区域外で製造されたジェラート
- ・ 区域内で生産された酒米を100%使用して、区域外において醸造した地酒
- ・ 区域内の事業者が100%自社で栽培したリンゴを使用して、区域外の工場で加工したリンゴジュース
- ・ 原材料の柑橘のうち9割以上を区域内で生産された柑橘を使用したジュース

（認められないと考えられる例）

- ・ 製造に用いる牛乳のうち区域内で生産された牛乳を約1割使用した、区域外製造のアイスクリーム

- ・ 区域内で生産された醤油・ポン酢を使用した、区域外で加工されたもつ鍋、水炊き
- ・ スチール缶の原材料となる鉄を区域内で製造し、そのスチール缶を使用したビール

Q. 「当該地方団体の区域内において返礼品等の製造、加工その他の工程のうち主要な部分を行うことにより相応の付加価値が生じているもの」（告示第5条第3号）とは、どのようなものを指すのか。（基準③について）

- A. 当該工程が「主要な部分」と言えるかどうかについては、当該工程を経て完成した当該返礼品等の重量や付加価値のうち、半分を一定程度以上上回る割合が当該工程によるものであること等により判断し、ふるさと納税の募集に際し、その旨をポータルサイト上等に明記すること。
- また、製造、加工その他の工程によって相応の付加価値が生じていると判断するためには、関税法施行規則（昭和41 年大蔵省令第55 号）において、実質的な変更を加える加工又は製造に該当しない例として以下のとおり列挙していること等を踏まえること。

（認められると考えられる例）

- ・ 区域内の事業者が区域外で生産された原材料を使用し、区域内で加工・品質保守を一元管理し、当該事業者の自社製品として販売しているもの
- ・ 区域外で生産された豚肉を、区域内で切断、調理、袋詰めしている豚肉加工品
- ・ 区域外で生産された原材料を用いて、区域内の醸造所において醸造した酒
- ・ 区域外で生産されたガラス等に、商品価値の主要な部分である伝統的な螺鈿（らでん）細工や漆芸を区域内において区域内業者が施した工芸品

（認められないと考えられる例）

- ・ 海外で生産し、区域内事業者が検品を行っているラジオ
- ・ 区域外で生産されているが区域内の茶商が監修しているペットボトルのお茶

- ・ 区域内事業者がパッケージしている区域外で生産されたフルーツ
- ・ 区域外で生産されたビールに、当該団体オリジナルのシールを貼ったもの

Q. 「返礼品等を提供する市区町村の区域内において生産されたものであって、近隣の他の市区町村の区域内において生産されたものと混在したもの（流通構造上、混在することが避けられない場合に限る。）」（告示第5条第4号）とは、どのようなものを指すのか。 （基準④について）

A. 具体的な例として考えられるものは、以下のとおり。

当該市区町村から直接流通経路に乗せることが現実的に困難である場合に限って該当するものであって、単に、他の市区町村で製造されたものと同じ配送業者がまとめて配送していることや同じ事業者が別々の市区町村で生産していることといった要素のみで、当該基準に該当するものではない。

（認められると考えられる例）

- ・ 当該地方団体の区域を含む複数の地方団体の区域を管轄するJA に区域内で生産された米を出荷して、当該JA が区域外で生産された米とブレンドし「〇〇米」として出荷されたもの
- ・ 区域内で生産後、複数の地方団体を管轄するJA に出荷しており、流通構造上、近隣の団体で生産された茶葉と混在することが避けられない茶葉
- ・ 区域内で肥育後、近隣の複数団体を管轄すると畜場だと畜するため、流通構造上、区域外で加工される牛肉

（認められないと考えられる例）

- ・ 区域内で生産されたものと区域外で生産されたものを全国の店舗で区別なく取り扱っているアイスクリーム